

愛知県病院事業運営評価委員会開催要綱

(目的)

第1 愛知県病院事業運営評価委員会（以下「委員会」という。）は、愛知県病院事業庁が設置しているセンターが経営の効率化を図り、高度で良質な医療を提供するために、専門的な見地から事業運営に対する評価・助言等を行うことを目的とする。

(評価・助言等を行う事項)

第2 委員会は、次の事項について評価・助言等を行う。

- (1) 病院事業の運営に関すること。
 - ア 提供する医療に関すること。
 - イ 研究の取組に関すること。
 - ウ 経営の効率化に関すること。
- (2) その他委員会において必要と認めた事項

(委員会の組織等)

第3 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。
- 4 委員は、幅広い分野から、病院事業の状況を把握し、病院等の事業運営に関する専門的知識又は経験を有し、評価・助言等の内容について充実させる意見を述べることができる者のうち、病院事業庁長が別に指名した者をもって充てる。
- 5 委員長は、委員により互選とする。
- 6 委員長は、委員会を代表し会務を総理し、会議を召集する。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 7 別に委員長が必要と認める者を委員会に参加させることができる。

(委員会の運営)

第4 会議資料は、原則として事前配布とする。

- 2 代理及び委任状の提出による会議への対応は、認めない。
- 3 会議を欠席する場合は、事前の意見聴取及び事後報告を行う。
- 4 会議録を作成し、委員へ報告するとともに5年の保存とする。
- 5 専決による会議は、行わない。
- 6 やむを得ない理由により会議を開くことが困難な場合は、持ち回りによる会議を行うことができる。

(会議の公開)

第5 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、委員会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

- (1) 愛知県情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれる事項について評価・助言等を行う場合
- (2) 公開することにより、会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 会議の公開にあたっては、愛知県ホームページに名称、概要、構成員、開催予定、開催結果等を掲載する。
- 3 会議の開催にあたっては、原則として、開催日の1週間前までに名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴定員、傍聴手続、問い合わせ先等を愛知県ホームページに掲載する。
また、その他必要に応じて事前の県民等への周知に努める。
- 4 会議の傍聴は、傍聴を希望する者に対して、認めることにより行う。なお、傍聴手続等については別に定める。
- 5 会議の結果は、原則として、開催後2週間以内に名称、開催日時、開催場所、議題、意見交換の概要、出席者数、傍聴者数、問い合わせ先等を記載した議事概要を会議資料又はその概要等と合わせて愛知県ホームページに掲載する。
- 6 会議録は、概ね1か月以内に愛知県ホームページに掲載する。なお、愛知県情報公開条例の不開示情報が含まれている等の理由により掲載しない場合は、その理由を掲載する。

(事務)

第6 委員会の事務は、病院事業庁経営課において処理する。

(その他)

第7 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。